

法定講習の概要について

法定講習の概要

宅地建物取引業に関する一定の知識経験を有している者に対し、法令・税制改正等の内容を中心とする最小限必要な知識を講習(5時間)によって習得させることにより、その資質の維持向上を図ることによって、取引主任者として適正な業務遂行能力を確保する(講習の効果:試験合格後1年以上経過している者及び主任者証の更新が必要な者についての主任者証交付要件の充足)

【講習内容】

- ・土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項
- ・土地及び建物についての法令上の制限に関する事項
- ・宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項
- ・宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の価格の評定に関する事項
- ・宅地又は建物の取引に係る紛争のうち代表的なものの処理の実例

【根拠条文】

宅建業法第22条の2第2項、22条の3第2項、規則第14条の17、昭和55年建設省告示1798号

講習機関一覧 (平成26年7月現在)

- ・46都道府県の宅地建物取引業協会(一般社団法人:11、公益社団法人:35)
- ・一般財団法人 大阪府宅建取引主任者センター
- ・公益社団法人 全日本不動産協会
- ・一般社団法人 不動産協会
- ・一般社団法人 全国住宅産業協会

法定講習実施要領のこれまでの改正経緯

昭和56年4月～ 法定講習実施要領制定（昭和55年11月29日建設省告示第1798号）

昭和61年11月～ 一部改正（昭和61年11月21日建設省告示第1846号）

- ・料金改定（8,000円以下 → 9,500円以下）

平成 8年 4月～ 一部改正（平成8年1月29日）

- ・講習科目のうち「紛争処理の実例」を大項目として独立させた
- ・科目ごとの時間割をなくし、合計時間のみを規定
- ・料金改定（9,500円以下 → 11,000円以下）

平成15年 4月～ 一部改正（平成15年1月31日国土交通省告示83号）

- ・時間数 おおむね6時間 → おおむね5時間

宅地建物取引業法に基づく講習体系

